平成２８年８月

【健康食品の押しつけ商法にご用心！】

＜相談＞

３ヶ月ほど前、健康食品の会社から電話があり、「うちの健康食品は何にでも効くので、ぜひ続けて飲んでみてください」と言われた。膝が痛くて通院中だと言うと、「この健康食品は膝の痛みによく効く。病院の薬よりもいい。」と強く勧められたので、お試し品（４千円）を注文した。すぐに届き飲用していたところ、その数日後に、通常品が５本（約１０万円）届いた。注文していないので返品しようと思い、業者に電話をかけたが、担当した販売員に繋いでくれず、話し合いができないまま現在に至る。最近では「３ヶ月前に購入契約済みの５本分の代金を支払ってほしい」等と言ってきており、困っている。返品することはできないだろうか。

＜アドバイス＞

「お試し品を頼んだところ、注文していないのに突然商品がたくさん届き、契約しているので代金を払えと強引に言われ困っている」との相談が数年前から増えています。相談者は大部分が高齢の女性で、お試し品の勧誘の際に、病歴を聞き出し、病気が治る等と言って勧めています。信用してお試し品を飲用していると、一方的にたくさんの商品を送付してきます。引き取りを請求しても簡単には応じてくれず、効能効果を強調して飲用を勧められるため、仕方なく続けて飲用しているケースもあります。

健康食品は薬ではないので、薬のような効能効果はありませんし、それを説明の中で言ってもいけません。勝手に送付された商品は、契約が成立していないので代金の支払い義務はありません。注文していない商品は受け取らないようにしましょう。効能効果を言われてそれを信用し契約した場合は、取り消しの主張ができます。引き取りに応じない等お困りの時は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口か県消費者センターへご相談ください。